

第3回我孫子市新廃棄物処理施設整備運営方式等検討委員会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年6月27日（火）午後2時00分から午後3時30分
- 2 開催場所 我孫子市役所議会棟第AB会議室
- 3 出席者 （出席委員）
青木委員長、渡辺副委員長、川村委員、大畑委員、古谷委員
（事務局）
環境経済部新廃棄物処理施設建設準備室 伊藤室長、佐野室長補佐、松澤主査
企画財政部資産経営課 長谷川課長、林課長補佐、河合主任
国際航業株式会社 森田、伊藤、齋藤、高杉、
- 4 議題 （1）検討スケジュールと委員会審議予定
（2）事業スキーム
1）検討対象とする事業方式
2）事業者へ委託する業務の範囲及び要求水準
3）リスク分担
（3）アンケート調査

5 その他

6 議事要旨

事務局 全員揃いましたので、まず配布資料の確認を致します。第三回の検討委員会の会議資料、別紙でアンケート調査票、以上2種類の資料になります。

青木委員長 それでは、第3回目の新廃棄物処理施設整備運営方式等検討委員会を始めます。議題に沿って、検討スケジュールについて、事務局の説明をお願いします。

---- 議題（1）検討スケジュールと委員会審議予定

説明 ----

青木委員長 それでは検討スケジュールについて、ご質問等があればお願いします。

川村委員 本委員会は市の職員だけで構成される委員会となりますが、本会議の結果を議会に報告する、市民から意見を聴取するという予定はあるのでしょうか。

事務局 市長に報告し、決裁をいただくこととなります。市民の方への直接の公開は予定していませんが、議会への報告は年明けに予定しています。

川村委員 事業方式の決定はどのタイミングとなりますか。他の先進事例を見ると、行政の中で方式を決めるということは多いのですが、その場合、その検討過

程について、第三者に委員会で意見を聞くようなことを想定されている例が見られました。

事務局 事業方式は本委員会の中で決定し、12月の議会で内容を報告し、最終的には市長の決裁を持って、我孫子市としての最終決定となります。

川村委員 事業方式を決めるということは、予算に大きく影響する話ですから、市民の代表者である議員に報告し、その上で最終決定するという話であれば、問題ありません。

青木委員長 その他、この議題でご意見、ご質問はありますか。無いようですので、次の議題に進みます。

---- 議題(2) 事業スキーム

説明 ----

青木委員長 まずは、P6の業務分担表(案)までで、ご質問やご意見はあるでしょうか。

古谷委員 P4に運営期間20年とありますが、20年以降の更新の考え方を教えていただけますか。20年経過した施設を市で全て改修し、新たに契約するのか、悪い設備だけ見積を出してもらって、新たに15年20年と契約するのか。その辺の考え方をお伺いいたします。

事務局 本事業の発注の際には、運営期間20年の引渡しの前、大規模改修を実施し、引渡し性能試験と同じ性能試験を行い、もう10年持つ設備で引渡しをすることと要求水準書に規定する予定です。

古谷委員 DBO方式かPFI方式では、契約どおりに事業者が事業を行っているかどうかのモニタリングは誰が行うのでしょうか。

事務局 運転内容が要求水準、契約に適合しているか、市民サービスが適切なものかどうか等に関するモニタリングは市の職員で行います。なお、PFI方式の場合、金融機関は、事業が破綻しないかどうかの財務上のモニタリングを行うこととなります。

古谷委員 他自治体のDBO方式、PFI方式を選定した理由を調査いただきたい。

事務局 次回の委員会までの間に示せるよう調査し、報告します。

川村委員 P3のDBO方式とPFI方式のメリット、デメリットを読むと、PFI方式では資金の調達することで大きな差が出ることが見えます。他の方式を選んだ自治体の事例を見ても資金調達の問題で、起債、交付金が使えることで、一般財源の持ち出しが少ないため、この方式を選んでいることが多いのでおのずとこちらになるのかと思っています。

PFI方式の資金調達は民間(金融機関等)となっていますが、PFIの場合には、交付金や起債は使えず、民間資金を全て借入れるという理解でしょうか。

事務局 PFI方式も同じように交付金は使えますが、交付金以外の資金についての範囲を民間に資金調達させるかについては、今後の検討として残っています。

す。

川村委員　　そうすると、この表には、民間（金融機関等）と記載していますが、金融機関から高い金利で借りるから金利の問題で不利ということに思えてしまいますので、資金調達の範囲も含めて表現したほうがよいと考えます。

青木委員長　　PFI方式は、資金調達が金融機関からとあり、DBO方式は記載がため、どのような資金調達を行うか読み取れない。ましてや、それをデメリットにしていることから、DBO方式ではデメリットが無いと理解しかねない。この資料は、公表されるものであるからしっかり表記するという質問ですが、事務局はいかがでしょうか。

川村委員　　資金調達について、「公共（起債等）」と記載しています。公設公営やDBO方式のみが交付金や起債が使えると思われてしまうことから、資金の中身を明確に示すべきと考えます。

事務局　　資金調達について、この3方式いずれも交付金は活用可能ですので、わかりやすいよう修正します。PFI方式では、資金調達の範囲がどこまでになるかと明確に記載はしておりませんが、恐らく起債よりは高い金利で借りることが想定されます。メリット、デメリットの表現は工夫させていただきます。

青木委員長　　DBO方式でもPFI方式でも活用できる物は活用し、それでも足りないものは、金融機関から借りるか、起債を借りるか、利率が違うという差だけですので、どこかで表現してわかりやすくしておきましょう。

川村委員　　P6の施設の運営条件について、他事例では再資源化や売電、余熱利用というのは、事業者の業務範囲としている場合が多いと思います。我孫子の場合は、本市の業務範囲になっていますが、これをしなかった理由をご説明いただきたい。

青木委員長　　併せて私も質問いたします。P3とP6の表について、P3ではデメリットとして「売電収益の事業者への帰属」はデメリットの例として挙げられているのにも関わらず、P6の業務範囲では、本市の業務範囲には記載されていませんが、整理の仕方も含めてお答え下さい。

事務局　　余熱利用に関する業務について、熱エネルギーを電気にするという業務は事業者に行っていただくことを想定します。ただし、売電収益の帰属先をどこにするかということは、また別問題です。本市は、新廃棄物処理施設を整備後、リサイクルセンターを整備します。そこに使う電気は市が使用量として支払うより、発電して自前で使ったほうが安いので、それを使いたいという想いはあります。また、売電単価の見通しが立たないということもあり、これを全部事業者側の所掌とすると、見えない単価を想定して事業者が入札することになり、それをリスク費として上乗せする可能性が高いということ想定していますので、売電収益については市の所掌としたほうが、売電収益を含めた総事業費として、リスク費を上乗せしてこない分、安くなるのではないかと想定しています。

川村委員　　売電収益のリスクということで、市が持つようになっていますが、売電の

作業、事務量はそんなに多くないのですか。

青木委員長 P6では、リサイクルセンターも含めて自家消費し、余剰電力を売電するため、市の所掌として整理したにも関わらず、過度なリスクの例として、「売電収益を事業者側に帰属した場合」という例を挙げると、資料内の整合が図れていないのではないかと。

事務局 P3の表を作成した段階では、このリスクは不安があるので、市の所掌とするということで、次の段階に進み資料を作成しています。しかしながら、委員長がおっしゃられた意味では、整合は取れていませんので、例示を削除します。

青木委員長 他にご意見、ご質問はありますか。

川村委員 P6の業務分担表(案)の料金徴収について、料金の収受は事業者が行い、収納は我孫子市が行うという理解でよろしいでしょうか。

事務局 お見込みのとおりです。

川村委員 料金の収受を事業者の所掌とすることは、条例、財務規則上問題はないのでしょうか。

事務局 条例、規則等の確認をしたところ、問題はありません。クリーンセンターのふれあい工房や保健センターについても同じような方法で行っております。

青木委員長 他はいかがですか。

渡辺副委員長 交付金、起債、金融機関から借りる等の資金調達方法について、細かい規制はあるのでしょうか。また、PFI方式にはBTO、BOO、BOTとそれぞれ方式があり、この3つを検討対象とする話であれば、資金調達についてももう少し細かく説明するべきではないでしょうか。

事務局 ごみ処理事業費の場合は、所有に関係なく、循環型社会形成推進交付金は使えると記憶していますが、もう一度確認させていただきたいと思います。

青木委員長 それでは、次に進みます。

P7のリスク分担についてご意見、ご質問をお伺いいたします。

古谷委員 今後、コンサルは本事業にどこまで係わるのでしょうか。例えば、発注仕様書作成、契約書作成、運営期間中の問題が起きたときの調整等、先ほど市がモニタリングを行うと回答いただきましたが、私は市ではできないと思いましたが、ご質問させていただきました。

事務局 一般的には、今後、事業者選定を行いますので、そうすると仕様書や契約書等を作り、契約協議から契約締結までを支援する「アドバイザー業務」を発注します。次に建設をしている段階では、施設が適切に作られているかチェックする、SPCが作成した運営計画や運転計画、維持管理計画等の内容をチェックする「施工監理業務」を発注します。運営段階においては、市の職員が数名常駐されると思われまますので、日常的なトラブルは対処いただくこととなりますが、基本的には、SPCから提出される報告書等を精査し、業務が要求水準通りに行われているかを確認する「モニタリング業務」を発注する場合があります。モニタリング業務においては不測の事態が生じたとき

の行政支援等も他の DBO 事業では含まれています。業務は市からの委託になりますので、責任の所掌は市にあるということになります。

古谷委員 施設停止時に他市町村等に委託する場合は、SPC から再委託はできないことから市が責任を負うこと等、運営段階で職員がどうかかわり方をするのかということもまとめていただかないと後々困ると考えます。

---- 議題(3) アンケート調査について

説明 ----

青木委員長 それでは、ご質問がございましたらどうぞ。

青木委員長 我孫子市では運営期間 20 年と決めてアンケートを採るにも係わらず、ここで「運営期間が何年が適当ですか」という問いをしています。例えば 9 社が 9 社 20 年は好ましくないという回答であった場合、どのように整理するのでしょうか。

事務局 民間事業者の参入をなるべく図ることもアンケート調査の目的としていますので、民間事業者が一番参入しやすい事業方式は何なのかという把握をするという意味でもこの質問をしたいと考えます。しかしながら、民間事業者が一番望んだものが、市が望む事業方式ではない場合がありますので、例えば運営期間は 15 年が最適という回答しかなければ、追加質問として、「20 年では参加してもらえませんか」という追加質問も場合によってはしなければなりません。当然、質問は文書で残す必要がありますので、メール等で残る形で行うことを想定しています。

川村委員 この中で業務分担表とリスク分担表とあるのですが、業務分担には正副の役割が分かるように備考欄がありますが、リスク分担については主従分担の役割の説明が無いですが、この説明は記載しなくてよいのでしょうか。

事務局 例えば物価変動に伴うリスクでは、一定範囲内の物価変動は事業者側のリスク、それ以上は市側のリスクといったように、従分担の説明を一部追記いたします。

古谷委員 委員会の中で事業方式を決定することになりますが、決定事項と同じような質問をすると、違う回答が出た場合、問題になるのではないのでしょうか。

また、アンケート結果はどのように反映されていくのでしょうか。

事務局 次回の方式検討結果の報告というところで、事業方式の決定前に、アンケート結果も報告いたします。

青木委員長 それでは、多少の修正はありますが、アンケート内容は事務局案を承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同 承認する。

青木委員長 それでは、第 3 回の新廃棄物処理施設整備運営方式等検討委員会を閉会いたします。

以上